

■ 令和7年度 第2回新潟市環境影響評価審査会

日 時：令和8年3月9日（月）午後2時～午後3時

会 場：新潟市役所本館 3階 対策室3

出席委員：松岡会長、田辺副会長、五十嵐委員、石崎委員、岩瀬委員、岡田委員、斎藤委員、  
坂井委員、佐藤根委員、藤堂委員、中平委員、宮内委員（以上 12名）

傍 聴 者：0名

報 道：0名

（司 会）

ただ今から、令和7年度第2回新潟市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日の司会進行を務めます、新潟市環境対策課の小池と申します。よろしく願いいたします。

本日の出席状況ですが、委員 14 名のうち8名が会場で、4名がウェブで出席をされています。委員定数の過半数を超えておりますので、新潟市環境影響評価審査会規則第3条第2項の規定により、本日の審査会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

ウェブで参加の皆さまにご連絡です。ご発言の時以外はマイクをオフをお願いいたします。また、質疑応答の際、Zoom の挙手機能ですとご発言の意向が分かりにくいいため、どうぞご発声をいただきまして、ご発言の意向をお示しいただければと思います。

会場で参加の皆さまは、ご発言の際は机の上のマイクをお使いください。

なお、会議録作成のため、本会議は録音をさせていただいておりますのでご了承ください。

それでは始めに、環境対策課長の立川よりごあいさつを申し上げます。

（環境対策課長）

新潟市環境対策課長を務めております立川と申します。

日頃より本市の環境行政の推進にあたりまして、ご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。また、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、重ねて感謝申し上げます。

前回の審査会では「一般国道 403 号道路拡幅整備に係る環境影響評価方法書」について、委員の皆さまからさまざまなご意見を頂戴いたしました。

その後、いただきましたご意見を基に、事務局におきまして答申書の素案を整理させていただきましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

それでは議事に入る前に、本日の審査会について流れを説明させていただきます。

机の上に配布済みの資料のうち、「参考資料」と書かれた資料をご覧ください。本日の審査会は赤い点線内の方法書手続のうち、黄色に塗られているところになります。「審査会へ諮問」の次に「意見」とありますが、この方法書に対する環境保全上の意見をまとめていただく作業となります。

裏面がこの赤点線の中を大きく拡大したものになります。裏面をご覧ください。

本日取りまとめていただいた意見は「答申」として市長に提出をされます。

市長はこの答申を受けまして、答申に基づいて、環境保全上の意見を「市長意見」として3月24日までに事業者へ通知する予定となっております。

これから議事に入りますので、以降の進行は松岡会長をお願いいたします。

(会 長)

それでは進めてまいります。ただ今、事務局より説明がありましたとおり、本日は審査会としての答申をまとめていただく作業となります。時間も限られておりますので、円滑な議事の運営にご協力をお願いいたします。

まずは事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

環境対策課の阿部です。本日はよろしく申し上げます。

1月20日に開催した審査会及びその後のメールでの照会におきまして、たくさんの貴重なご意見・ご質問をいただきましてありがとうございました。

大変恐縮ではございますが、事務局で改めて整理させていただき、資料1にご意見、資料2にご質問といった形で取りまとめさせていただきました。

本日の審査会では各委員からいただいたご意見、それに対する事業者の見解について説明しましたのち、最終的に市長意見となります答申書の素案をご審査いただきますのでよろしく申し上げます。それでは資料1と資料3を使いまして個々に説明させていただきます。

まず資料1をご覧ください。いただきました意見に対する事業者の見解・対応、事務局の意見等の取扱いについて、という形で表に取りまとめております。事務局の意見等の取扱いについての欄には、どのような内容を答申書にて反映するかを記載しております。

また、いただきましたご意見のうち、事業者の見解をもちまして、特段、答申書へ記載する必要がないと思われるものについては「事業者の回答を以って了としたい」という記載しております。

では、ご意見を答申書素案に反映させた項目を順に説明していきます。本日は時間が限ら

れている中となりますので、まことに恐縮ではありますが、委員からの意見と事業者見解の読み上げは割愛させていただきまして、趣旨等を簡単に整理した上で事務局の取扱いを中心に説明していきたいと思っております。

まず、意見番号4のA委員からいただいた計画全体についてのご意見になります。4ページになりますが、本計画における施行範囲に限らず、影響を及ぼす範囲を考慮して、地点の選定を行い、評価をして欲しいという内容です。

事業者からは想定される施工方法それぞれについて環境負荷等の影響を検討した上で、環境影響評価項目の選定及び評価を実施していくという回答がありました。

事務局としましては、現時点で橋梁工事の施工方法が確定しておらず、それぞれの工法を想定し、影響を及ぼす範囲を考慮して調査、予測、評価を行っていただく必要があると考えることから、総括的事項(1)に「当該事業は、詳細設計及び工事計画等の事業計画の詳細が未確定であることから、予測の不確実性を踏まえた上で適切に環境影響評価を行うとともに、事業計画の確定に至った検討経緯を環境影響評価準備書に記載すること。特に橋梁工事については、複数の施工方法が想定されていることから、それぞれについて影響要因及び影響範囲を対象に環境影響評価項目及び地域を選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。」という意見を付したいと考えています。

続いて意見番号6のB委員からいただいた騒音に関するご意見です。5ページ目になります。方法書における騒音予測の基礎資料を記載していただきたいという内容です。

事業者からは、それぞれの指摘事項について、準備書においてデータを示しますという回答がありました。

事務局としましては、個別事項(1)に「事業実施区域には住居や学校等が近接している区間が存在することから、適切な調査地点及び予測地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。また、地点の選定理由並びに調査及び評価に用いた基礎資料を環境影響評価準備書に記載すること。」という意見を付したいと考えています。

続きまして意見番号8のC委員からいただいた水質及び動物に関するご意見です。小阿賀野川橋の工事について、河川や河川敷での工事が発生する可能性があるため、水質や生物への影響について適切に調査、予測して欲しいという内容です。

事業者からは水質調査の地点や希少動物等への影響評価の調査範囲に関して適切に選定するという回答がありました。

事務局としましては、まず、水質について個別事項(2)として取り上げて、「当該事業によって河川の水の濁り等、水質へ影響を及ぼす可能性があることから、適切な調査地点及び予測地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。」として意見を付したいと考えていま

す。

関連して、意見番号9のD委員や意見番号10のE委員から、動物と生態系に関するご意見がありました。8ページ目になります。

いずれの意見に対しても、事業者からは生物種の生態を踏まえて調査地点や調査時期、調査頻度について設定する旨の回答がありました。

事務局としましては、各委員からの意見を踏まえて、個別事項(3)に「事業実施区域沿線には河川及び水田が存在し、多様な動植物が生息・生育している可能性がある。当該事業によって生態系へ影響を及ぼす可能性があることから、最新の知見及び事例等の収集を行うとともに、適切に調査地点及び予測地域並びに調査回数を設定し、調査、予測及び評価を行うこと。調査地点の選定については、影響の広がりやを考慮した上で行うこと。調査の結果、地域を特徴づける生態系が存在した場合は、必要な環境保全措置を環境影響評価準備書に具体的に記載すること。」という意見を付したいと考えています。

続きまして意見番号12のF委員からいただいた文化財に関する意見です。資料の9ページになります。計画地内及び周辺には多くの埋蔵文化財が存在しており、地表下深く埋もれているものが多いため、調査にあたっては適切な深度で調査をしていただきたいという内容です。

事業者からは調査の深度について関係機関と協議した上で決定するという回答がありました。

このような事業者からの回答はありましたが、事務局としましては、委員の意見のとおりと考え、配慮書の時の繰り返しにもなりますが、個別事項(5)に「事業実施区域及びその周辺には多くの指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地があることから、関係機関と十分な協議を行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。」という意見を付したいと考えています。

以上を踏まえ、作成しました答申書素案を説明します。資料3をご覧ください。

「1 総括的事項」は2点あります。まず「(1)当該事業は詳細設計及び工事計画等の事業計画の詳細が未確定であることから、予測の不確実性を踏まえた上で適切に環境影響評価を行うとともに、事業計画の確定に至った検討経緯を環境影響評価準備書に記載すること。特に橋梁工事については複数の施工方法が想定されていることから、それぞれについて影響要因及び影響範囲を対象に環境影響評価項目及び地域を選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。」こちらは資料1のNo.4のご意見を反映したものになります。

続けて「(2)環境影響評価の実施において、環境影響に関し新たな事実が判明した場合は、必要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。」こちらは、委員からの意見はありませんでしたが、事務局として必要と考え、記載をしております。

続きまして、「2 個別事項」は4点になります。

「(1)騒音及び振動について。事業実施区域には住居や学校等が近接している区間が存在することから、適切な調査地点及び予測地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。また、地点の選定理由並びに調査、予測及び評価に用いた基礎資料を環境影響評価準備書に記載すること。」こちらは資料1のNo.6のご意見を反映したものになります。

「(2)水質について。当該事業によって河川の水の濁り等、水質へ影響を及ぼす可能性があることから、適切な調査地点及び予測地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。」こちらは資料1のNo.8のご意見を反映したものになります。

「(3)生態系について。事業実施区域沿線には河川及び水田が存在し、多様な動植物が生息・生育している可能性がある。当該事業によって生態系へ影響を及ぼす可能性があることから、最新の知見及び事例等の収集を行うとともに、適切に調査地点及び予測地域並びに調査回数を設定し、調査、予測及び評価を行うこと。調査地点の選定については、影響の広がりを考慮した上で行うこと。調査の結果、地域を特徴づける生態系が存在した場合は、必要な環境保全措置を環境影響評価準備書に具体的に記載すること。」こちらは資料1のNo.8から10のご意見を反映したものになります。

「(4)文化財について。事業実施区域及びその周辺には多くの指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地があることから、関係機関と十分な協議を行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。」こちらは資料1のNo.12の意見を反映したものになります。

最後に「3 その他事項」は2点あります。「(1)環境影響評価準備書の作成にあたっては、文章やその作成において工夫し、分かりやすい図書となるよう留意すること。」こちらは、図書作成時の事業者へ対する留意事項としての意見になります。

続けて「(2)環境影響評価図書については、工事着手時期が未定となっていること及び工事期間が長期間に渡ることから、地域住民等との円滑な情報交流を図るため、縦覧期間が終了した後もホームページ等で公開に努めること。」こちらは後続事業者の効果的・効率的な環境影響評価の実施や、事業の透明性の向上による地域の理解醸成のため、業者に対してアセス図書の継続公開を依頼するものです。

以上で答申書の素案の説明を終わります。

(会 長)

ありがとうございました。それではただ今のご説明についてコメント・ご意見等あればよろしく申し上げます。

(B委員)

スケジュールについてですが、例えば橋梁工事をどのようにするかが決まっていない。そ

れに対して準備書ではそれぞれの工事計画についての調査と評価等を並列にするのか、あるいは確定したのちに1つの案についての準備書に出してくるのかをお聞きしたいです。

(事業者)

前回いただいた意見も踏まえて、現在の小阿賀野橋の橋梁がどのような状況なのかという調査を今年度実施しているところです。令和8年度以降、実際にどのような施工方法、どのようなルートが適切なのか。また複数案ある中でどの案が一番環境にも配慮した形でできるのかというところを検討していきますので、今の時点では、複数案を検討した中でそれぞれの案についてお示しして、その中で最終的にこれになりましたと、段階を追って準備書では示す予定にしております。

(B委員)

基本的に準備書というものは、ほとんど評価書と同じものが出てくるはずですが。環境影響評価の審査の中では、基本的には準備書に対する意見でしか我々は意見を述べる機会がありません。

最終的に評価書が出てきて、それに基づいて事業が実施されるということだと、準備書では曖昧な形で、いきなり評価書で具体的なものが出てくるという形になってしまいます。

できれば事業者側で比較検討をしてもらって、準備書ではかなりの確度で決まったもの、あるいはもう最後決められないから例えば2つに絞るなど、そのくらいの熟度で出していきたいです。我々も準備書を見て「4案あるね」ということを納得するわけにはいかないと思います。

(事業者)

今いただいたご意見を踏まえて、しっかりと内部で検討した上で、準備書の段階ではまたその検討の過程を踏まえた上でこうなりましたというような形でお示しできるようにしたいと思います。ありがとうございました。

(B委員)

ありがとうございます。

(会長)

ほか、いかがでしょうか。

(G委員)

B委員のご意見で、準備書でどれか1つに決めるということによろしいのですか。もし複数出してこられたら、これがもっとも良いということはこの会から意見を言えるといいのではないか。

(B委員)

基本的に並列案がいくつかあるわけですね。そこで4つの案に対して調査をして、予測して、評価をするという過程が行われると思います。

環境影響の他に予算等の様々な条件があるかと思いますが、せめて2つくらいに絞っていただいて、その検討した結果を準備書に記載していただいて、我々が資料を基に意見を言えることも必要だと思います。意見を言ったからといってそれが通るわけではないですが、このような議論があつてこれに絞りました、ということが透明度をもって示されることが非常に大事だと思います。

もちろん環境影響だけではなく様々な要因があると思いますが、それもできれば併せて一覧表のような形で示して、決定プロセスも準備書の中に記載していただくとよいと思います。経緯が記載されていれば、それについて委員から意見も出せると思います。

(会 長)

複数案を絞り込んだ過程をしっかりと準備書の中に入れて欲しいというご意見ですね。

(事業者)

ご質問ありがとうございます。小阿賀野川にかかっている橋梁の現状につきましては、土木事務所で確認を行っております。

本日、最新の情報を確認した中では、今の既設の橋梁の状況と、今後の修繕が可能かどうかというところの一定程度の方向性が分かったという報告は受けました。

次年度におきましては、それを基に詳細設計をしていきますので、早い段階で今ある4案のうち1、2つには絞れると思っております。

令和9年度の準備書の段階におきましては、今ほど委員のおっしゃられた少なくとも1つか2つの案まで絞ることで、精度高い資料をお示しできると思っております。今のご質問を踏まえまして、準備書に検討の結果もお示ししていきたいと思っております。

(B委員)

準備書がいつまでにできなければいけない、ということはないですね。あくまでも事業計画がスムーズにいくように。橋梁の工事の選択だけではなくて、他の課題が示されているわけですから。違う場所の調査や予測、評価はできるわけですから、あくまでも橋梁の工事が決まらないと環境影響評価が進まないというわけではないですね。

やはり準備書をいつまでに仕上げなければいけないありきでは、流れとして違うと思います。ある程度事業計画が固まって、調査もできました、予測もできました、評価もできました、合わせて橋梁工事の影響の大きい部分についても固まりました、という流れが必要であつて、何年度に準備書を作らなければいけない、ということではないと思います。

(事業者)

ありがとうございます。今、おっしゃられたご質問はまさにそのとおりでございます。今の橋梁部分が1つのルートに絞れていないという現状においては、年度ありきの進め方をしているというところは少し持ち帰らせていただきまして、実態に合った委員の皆さまに審査いただける状態で進めていけるように、できることはしっかり準備書の中に入れて、できた段階でまたお示しさせていただきたいと思っております。

どうしても年度で予算もありますし、事業を進めていくというところは当然あるのですが、環境影響評価の部分につきましては、もう少ししっかり固まった段階でお示しできるように努力していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(会 長)

ほかに何かご意見等ございませんか。

(G委員)

資料3の答申書案についてです。委員として意味をしっかり理解して、賛成しなければいけないと思うので質問します。総括的事項(1)で、橋梁工事についての資料1のNo.4を基に作られたのですが、言ってみれば個別事項の1つだと思います。市として総括的事項に挙げてきたことに何か特別な理由がありますか。

(事務局)

個別事項というものは、環境影響評価項目に関して取り上げていまして、例えば騒音・振動、生態系という項目に対しての意見を述べる場として考えています。全体的に影響が及ぶような内容については総括的事項の中に取り上げているという経緯があります。今ほどご議論いただいたとおり、事務局としましても、本来、配慮書で複数案が示され、ある程度選定が進んでいく内容だったかと思っておりますが、どうしても詳細設計の兼ね合い等があり、複数案が絞りきれないという状況と思っております。やはり懸念するところで、確定ありきであられると困るなど考えていますので、各項目についてそれぞれに、というところを強調して述べました。

(G委員)

この橋梁工事を例に挙げて、全体にかかるということでしょうか。

(事務局)

はい。どうしても未確定の部分はまだあるので、述べています。特に橋梁工事は案も複数出ていますので、そこは確定して、ということで特出しさせてもらっています。

(G委員)

次に「予測の不確実性を踏まえた上で」というもの。ここに1か所登場してくるのですが、これには色々含まれていると思いますが、市としてどういう意図で追加されたかをぜひ

お聞きしたいです。

(事務局)

予測は常に不確実性を踏まえている、ということがアセス制度自体に含まれています。計画が未確定であるということと、さらに予測も不確実であるところを重ねた形で記載しました。

(G委員)

費用便益のことも念頭にされていると考えてよろしいのですか。

(事務局)

費用便益に関しては、この審査会では対象ではなく、その後の環境影響評価についてご議論いただく場と思っております。ただ、環境影響評価をするにあたり、事業性や経緯というものは必要と考えています。前回の配慮書の時に、そこをはっきりしていただきたいという意見をしました。

(G委員)

一般的に予測が不確実なままでは評価できないので、ここは逆に確実性はしっかり担保した上でやることにしないと「何だか分からないけれども」ということになってしまいかねません。答申として、委員の皆さまどうお考えなのかおうかがいしたいと思います。

(B委員)

「予測の不確実性を踏まえた」というのは環境影響評価の枕詞というか、要するに予測というものは不確実性があり、答えがイコールで出てくれば専門家が集まって議論する必要はないですよ。要するに幅もあるし、評価として100パーセントそうなのかということにはならないですよ。それを踏まえて環境影響評価をしなければいけないということへの全体としての言葉だと思います。

(G委員)

ただ、あえて書く必要があるかどうか。B/Cにからめますが、現在の世界情勢もありますし、費用に関してはかなり不確実性というものが当てはまってしまふ。人口減少を踏まえると、便益もかなりここ数年で変わっていくということが強いので、防御として書くという意味合いも出てきてしまいます。逆にここはしっかりと精査するという意味であったほうがいいのか、ないほうがいいのかご意見いただきたいと思います。

(会 長)

B/Cについては環境影響評価審査会以外のところでしっかりやるということが書かれていますので、この部分は環境影響評価のみに関する予測の不確実性ということだと私は理解しました。

(G委員)

ただ、それは内部では分かるのですが、これだけ出た時にそこまで分かる人はいないと思います。

(H委員)

お話の中身に資するか分からないのですが、G委員のご指摘のとおりのこと、私も意見いたしましたし、気にはなっています。対応を見ると、事業化後に生じた変動については、再評価の際に算定し、必要に応じて事業費を変更することとなっております。いったん入り口のところで評価をして1以上の数値であった場合は、それ以降、原油の値段が2倍になること等があっても、「仕方がない」という感じで行くのですか。

(事業者)

ご質問ありがとうございます。今回B/Cは令和7年度時点の各数値を用いて算定しています。基本的にこの事業は、国土交通省の補助金等を活用しながら進めていくのですが、国土交通省の補助金等を活用する中で、5年以内に一度再評価をしなければならないことになっているので、通常5年に一度というものが基本的な考えだと思います。

万が一、5年以内にさらに大きな変動の可能性がある事象が起きれば、当然3年後提出や、何年後かに1回とあると思います。そのタイミングで各種事業費やルート自体も大きく変わるようなことがあれば、それも踏まえて事業費や便益を再度算出し、新潟市にある第三者委員会にこの国道403号の拡幅事業を諮って、その事業の妥当性については適宜評価しながら事業を進めていく予定です。

(H委員)

ありがとうございました。もちろん事業性の評価は我々の審査会の判断の事項外なのですが、どこかそれを追って判断しつつ、計画や決定時から大幅に変動があった場合には対応するようなチェックはされるということですよ。分かりました。

B委員のご指摘で、準備書の段階でどのように案を絞ったのかプロセスを明らかにして欲しいというご意見ありました。それこそ不確実性と言いますか、建設費の変動あるいは家用車のガソリン代が跳ね上がるような話で、これをやることでいいことの部分と、これをやるために造る、例えば橋の建設費など部分と、両方が非常に大きく変わってきた場合、複数の候補があって、それとこの便益がコストより大きいというものと比較して、代わりに自然環境や動植物に影響があるというもの見て、それを社会的に受け入れますかということが大事だと思いました。質問で周辺住民の方からその他のご意見等あるのでしょうかとお聞きしました。この事業と引き換えに失われる環境、動植物といった要素を見ながら、どういったものが良いのかということを考えること自体は、この審査会の所管事項だと思いますので、

こういったことを色々細かく知りたいと思っています。

(事業者)

いただいたご意見踏まえまして、事業性の評価や環境への影響の評価を適切に検討しながら事業を進めていきます。また、皆さまのご意見をうかがいながら進めていきたいと思いません。ありがとうございました。

(会長)

それではいったん戻ります。予測の不確実性についての記載ですが、どのように取り扱うことにしますか。この部分は落としてしまうという考え方もありますし、今のようにしっかりと事業計画に関して見直すということが言われていますから、あくまでも環境影響評価というところに着目してここの部分は残すという考え方もあると思いますが、何かご意見ございますか。

(B委員)

予算などによって事業計画が大幅に変わるということであれば、事業計画を改め、方法書はいいと思いますが、準備書に立ち戻って決めて出していただいて、重大な影響があるのかなのか、取り返しのつかないような影響があるのかということをお我々が見て、意見を申し上げることがこの審査会の仕事だと思います。

その上でさらに、もう実施できないようなことになると、準備書を取り下げること、事業を取り下げるということもあるわけですから、そこまで我々がコミットする必要はないのではないかと思います。

(G委員)

賛同しますが、先ほどご質問があった資料1のNo.1の回答、変動があった時に再評価をして第三者委員会による妥当性の評価を行うということですが、第三者委員会はここではないのですよね。そうするとB委員の言われていたことはまた別に考えなければいけない、設定しなければいけないことになりますよね。

(B委員)

事業者が事業をやめますという決定は事業者側がやることであって、我々は「はい、そうですか」と言うだけだと思います。

(G委員)

工事の使うものが高くて買えなくて別のものになるとか、違う工法使うとかというと、全く別の計画になってしまう。それが第三者委員会で評価されるとなると、この審査会はなんだったのかとなりかねないので。

(B委員)

事業計画を取りやめることはよくありますよ。

(会 長)

そうしたらこの部分はもうこのままの案のとおりにさせていただくということでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

ほかに何かご意見ありますか。

(E委員)

私は新潟県の公共事業の再評価の委員もやっていました。県はずっと完成しないものについて再評価をやるというシステムがあるのですが、市には再評価のシステムのようなものがありますか。

(事業者)

第三者委員会では新規の評価も実施します。事後評価ということで、各段階において評価を受けるという場がございます。

(E委員)

分かりました。G委員のご意見ももつともだなと思っています。これだけ変動が激しい時代においては、不測の事態があればB/Cが1を割り込むこともあるということは、前提として我々自身も考えていかなければいけないことではないかと思います。

第三者委員会が再評価をやるということであれば、それは1つのあり方だと思います。ただ、不測の事態が起り得る今の状況だとB/Cが1を割り込むということがあり得るということは、我々自身も頭の中に入れておかなければいけないですし、本来であれば、そういうことは載せておいたほうが良いというものが私の意見です。

今回はこれで私もこれでいいと思います。何が言いたいかという、難しいですねということです。

(会 長)

B/Cについての意見は3件出ていますけども、そこは第三者委員会にお任せをして、今後どうなるか見守っていくことになるかと思います。

他にご意見・コメント等ございませんか。

(D委員)

資料1のNo.9動物のところですか。前回イトヨについておうかがいさせていただき、調査して下さるということで、ありがとうございました。

この結果については、例えば絶滅危惧種のようなものが見つかった場合、あらかじめ我々にご連絡いただけるのか。あるいは次に予定されている準備書の段階で、調査の結果について知ることができるのか、その点を教えていただければと思います。

(事務局)

基本的には、次の準備書の段階において、結果が示されることに加えて、希少種等がいた時には保全措置を添えて記載される形になります。それを準備書の審査会の中で共有して、意見を出すという作業になります。個別に意見をやり取りすることは基本的にはありません。ただ、必要に応じて、環境保全措置をどのようにやるべきか等のアドバイスを専門家から聞くということはあるかと思えます。

(D委員)

ありがとうございます。調査結果は次回の準備書段階でないと分からないということですね。

イトヨだけを取り上げるつもりは全くないですが、このような希少種がいるかないかで工法にも関わってくるかと思えますので、もし事前に分かる手段があれば、魚の専門家ではありませんが、広い観点で意見を述べさせていただく機会もあるかと思っていました。もし、調査の段階で絶滅危惧種が見つかった場合は、可能な範囲で委員にも教えていただければ、事後よりスムーズではないかと思えますので、お願いしたいと思えます。

(事業者)

ありがとうございます。国道 403 号の拡幅については、市内の工事でも延長が一番長い工事区間になりますし、そのほとんどが田んぼです。自然が残っている田んぼの近くを整備していきますので、今後、調査させていただいて、当然、保全措置のご助言・ご指導もいただきながら進めていかなければいけないとは思っています。また、事務局に 1 回相談させていただいて、委員の皆さまからご助言・ご指導いただきながら適宜進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

(D委員)

ありがとうございます、よろしく願いいたします。

(E委員)

最新の知見と書いてあるので、環境 DNA をやっただけという理解でよろしいですか。というのは、イトヨがいるかないかは、あそこだけ調べても捕まらない可能性が 99.99 パーセントだと思います。環境 DNA を調べれば、いるかないかはかなり広範囲で分かる可能性があります。最新の知見と書いたのであれば、環境 DNA をやることは基本のように思えますので、ぜひ環境 DNA を調査して、その結果を上げていただければと思います。

(事業者)

ご意見ありがとうございます。現在想定している現地調査の中の項目に環境 DNA は挙げておりません。ですので、これに関してはいただいたご意見を踏まえて、現地の調査で盛り込

む方向を内部で検討して、今後の対応に生かしていきたいと思います。

(E委員)

ぜひお願いします。あと、地元の専門家を使うことをぜひ検討して欲しいと思います。農水省と一緒に様々な植物や動物の保全をやっておりますが、しっかり知見のある専門家の協力を仰ぎながらやったほうが絶対いいと思っています。それもぜひ考慮していただければと思います。

(会 長)

ほかにご意見ございますか。

(B委員)

今のD委員とE委員からの意見に少し関係して。私は道路騒音等について意見を申し上げる立場だと認識しています。

予測結果あるいは評価については準備書に記載、という文言があります。その時に色々な方法があると思いますが、代表的な地点で交通騒音を予測し、現在の状況を実測調査されると思います。ぜひ現況と方法書で示された予測方法が適合しているか確認して欲しいです。

要するにどれだけ予測方法が現況を説明できるかということ。大きな乖離があるのでしたら何か問題があるわけですし、適合性が高いということ、あるいは系統立った差が出てくるということであれば地域特性などの解釈があり、それを考慮して補正をするという方法もあるかと思います。できるだけそちらでお使いする予測方法の精度を高めて、この地域の状況を説明する精度がそれなりに確保されるということを確認して、準備書にその予測をしていただいて、提示していただきたいです。それに基づいて色々ご意見をお伝えしたいなと思っております。

準備書が不十分であれば、事業者側に事務局を通して質疑応答をするということが通常の手続きだと思います。D委員やE委員も同様に対応されるとよろしいのではないかと思います。

そうすると準備書段階でもディスカッションできるし、あるいは準備書で修正していただくということも可能だと思います。ぜひ私を含めて対応をお願いしたいなと思います。

(事業者)

ありがとうございます。いただいたご意見踏まえて、補正など適切に対応は検討したいと思います。

(会 長)

答申の素案について、いくつか意見が出ましたけど、特に変更の必要はないでしょうか。よろしいでしょうか。

皆さんからいただいたご意見は答申案に反映されているものと考えております。審査会としての答申は案のとおりということにさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは答申については案のとおりといたします。

次に次第の「3 その他」ですが、事務局から何かございますか。

(事務局)

特にありません。

(会長)

それでは、私からの進行は以上で終わります。ご協力ありがとうございました。では、事務局にお返しいたします。

(司会)

皆さま、大変貴重なご意見をたくさんいただきまして、長時間にわたりご審議ありがとうございました。

事務局から今後の流れを改めてご説明をさせていただきます。本日、素案を修正しないということで、取りまとめをいただきました。今度、答申について近日中に会長から市長へご提出をいただくことになります。その後、答申を受けまして、市長から3月24日までに市長意見を事業者へ提出をするという流れになります。

以上で令和7年度第2回新潟市環境影響評価審査会を閉会とさせていただきます。皆さま大変ありがとうございました。